三　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ　科目等履修生等を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ　［略］

別表第四　通信制の学科の校舎に係る校舎面積（第四十八条関係）

イ　基準校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	260
		八十一人以上	260＋1.8×（総定員－80）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	200
		八十一人以上	200＋1.5×（総定員－80）
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	130
		八十一人以上	130＋1.5×（総定員－80）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	130
		八十一人以上	130＋1.4×（総定員－80）

備考

一　この表の算式中総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの総定員をいう。（ロの表において同じ。）

二　一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする（ロの表において同じ。）。

イ　［略］

ロ　当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

イ　科目等履修生等を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ　［略］

三　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ　科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ　［同上］

別表第四　通信制の学科の校舎に係る校舎面積（第四十八条関係）

イ　基準校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	260
		八十一人以上	260＋1.8×（生徒総定員－80）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	200
		八十一人以上	200＋1.5×（生徒総定員－80）
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	130
		八十一人以上	130＋1.5×（生徒総定員－80）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	130
		八十一人以上	130＋1.4×（生徒総定員－80）

備考

一　この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）

二　一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする（ロの表において同じ。）。

イ　［同上］

ロ　当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の生徒総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

イ　科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ　［同上］